

中川事務所新聞

第 1 1 6 号
発行所
行政書士中川事務所
兵庫県姫路市

トピックス

【損害賠償9500万円】

小5児童が67歳の女性を自転車ではねて寝たきりになった事故で、児童の親に対して9500万円の損害賠償額が言い渡されました。

子を持つ親としては衝撃的な判決ですが、いくら注意を与えたとしても何をしでかすか分からないのが子供です。親として最低限できることは保険でカバーすることぐらいでしょうか。

ちなみに、これらをカバーする保険は個人賠償責任保険と言われています。多くの自動車保



険では特約で付帯することができます。ただし、あくまでもオプションなので付けるかどうかは契約者の自由です。今一度自らの保険を確認しておくことをお勧めします。

【自民大勝で規制緩和が進むか】

先の参院選で自民党が圧勝したことに伴い、規制緩和の行方が注目されます。すでに発表されたものでは、解雇規制や企業内保育所の緩和が特区において実施されるようです。

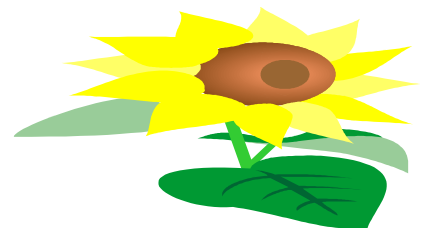
事業者にとって規制緩和は多くの場合ビジネスチャンスにつながります。状況を見極めて積極的に商売の種を見つけたいものです。

【暑さ指数(WBGT)】

環境省が発表している指数で4段階に分かれ、最も大きな指数31以上で「危険」となり、原則外出を控え、運動は禁止となります。指数が発令されると携帯メールに届くようにもできるので、設定しておいてはいかがでしょうか。

【8月の事務予定】

- ・8月決算法人期末実地棚卸
- ・5月決算建設業決算変更届
- ・6月決算法人確定申告&納税
- ・12月決算法人中間申告&納税
- ・暑中見舞い、残暑見舞い



知ってお得！？法律雑学

Q．社会保険料の負担が年々重くなっています。合法的に安くする方法はないものでしょうか？【第4回】

A．賞与等の一部を退職補填へ回す

社会保険料は給料・賞与に比例して支払いますが、退職金は無関係です。従って、給料・賞与の一部を退職金の積立てに回し、退職時にまとめて支給すると社会保険料の負

担がなく実質的な手取り額も増えます。

なお、退職金の積立てに国の制度を利用すると、一部が補助されるので、さらにパフォーマンスが上がります。

保険料の算定に含まれないものを活用する

性格が似ていても支給方法を変えると算定対象から外れます。

出張手当(給与に含む) ×

出張旅費(実費弁償)
営業手当(給与に含む) ×
仕事上の交際費(実費弁償)

婚姻手当(給与に含む) ×
結婚祝金(慶弔見舞金)
などといった具合です。



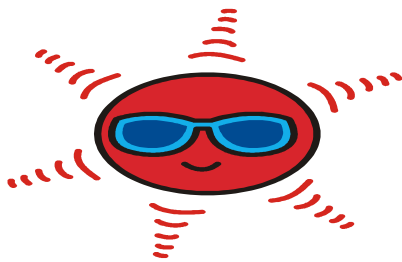
経営談義

【交通事故の損害賠償】

お互いが自動車保険に入っていて、こちらが100%被害者だったと仮定します。

交通事故による損害は、大きく物損と人損に分かれます。物損は、車両や携行品などのモノに対する損害で、事故時点でそれぞれの価値が査定されます。人損は大きく治療費・休業損害・障害慰謝料で構成されます。

人損の中の治療費については、保険会社から病院等に直接支払われるので問題となることは少ないでしょう。



休業損害については、基本的には年収から計算した日当×休業日数となりますが、個人事業者や中小法人の役員の場合は、日当や休業日数の計算方法についてもめる余地が発生します。

障害慰謝料については、保険会社が提示する金額と実際に裁判になった場合に決着する金額とでは大きな開きがあります。保険会社は安く済ませたいと思うのが当然であり、当初から低めの金額を提示してきます。

さて、こちらが100%被害者となった場合、自分側の保険会社の出る幕はないので、上記の交渉はすべて自分でやらなければなりません。言うまでもなく保険会社はプロなので、それに対抗するために

はしかるべき準備が必要となります。私たちのように日常的に法律を扱っているような立場であれば準備も可能ですが、一般の人ではまず不可能でしょう。

経営者の場合、事故で休んでは死活問題になるし、そもそもそのような交渉事に時間をかけている場合ではありません。自らの権利を守るためには弁護士に投げるのが手っ取り早く、そのための弁護士費用特約を付けておくのが最も安上がりなリスク管理になります。



先月おこった停電で、パソコンのデータが破壊された会社がありました。私どもでは無停電電源装置で停電の被害は予防しています。最近では天候の急変が多いので、社内データの損傷には気を付けましょう。

一年数ヶ月前、人間ドックでかなり厳しい指摘を受けた所がありました。それもあってジムに通うことを決心し、気の向くままにスローペースで走ったり泳いだりしていたら、この度のドックで危険指摘事項はすべて解消されました。運動だけでこれほどの効果があるとは驚きです。

あじがわ

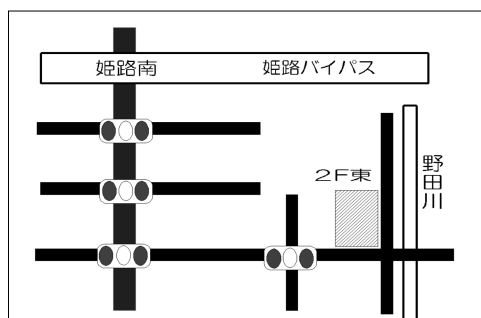
ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp